

障がい者(児)のための 相談窓口はこちらです



社会福祉法人幌延福祉会では、平成25年4月1日より『相談支援事業所 ひだまり』を開設し、相談支援専門員が障がい者(児)のための相談を受け付けています。

これまでは、相談員が常駐せずに、電話連絡を受けた後に面会相談を行っていましたが、多様なニーズにこたえ、より利用しやすくするために、毎月2回(第2・4木曜日)に相談支援専門員が1日間常駐し、相談を受け付けることとなりました。

その他の日(月～金の週5日間)につきましても、電話受付を行っております。

★障がい者相談支援事業

幌延町が実施する障がい者相談支援事業は、『相談支援事業所 ひだまり』に委託しています。

委託を受けた事業所(ひだまり)の相談支援専門員が、障がい者(児)や保護者などの相談に応じ、必要な情報提供やアドバイスを行い、町やサービス事業者との連絡調整などを行っています。

福祉サービスの利用から、生活面まで幅広く相談に応じ、障がい者(児)の自立を支援します。

また、相談から得られた町民の皆さんの意見や要望を集約し、町の障がい福祉施策へ反映させていきます。

たとえばこんな 相談・・・

- 福祉サービス利用援助
～サービス等利用計画(ケアプラン)の作成など～
- 社会資源(施設など)を活用するための支援
- 社会生活力を高めるための支援
- 専門機関の紹介
- 就労相談、介護相談、健康相談
などなど

障がい者(児)相談支援事業所 ひだまり

天塩郡幌延町宮園町1番地31

電話5-2100(相談員不在時は北星園へ転送されます。)

受付時間 月～金(平日)8時45分～17時00分

第2・4木曜日相談員常駐 他電話受付にて対応。

「相談支援事業所 ひだまり」では、計画相談及び基本相談の他にも、サポートを必要とする児童及びその保護者の支援として、「ひだまりの会」を毎月第4木曜日に実施しており、日頃の相談ご



と、情報の提供や講師を招いての勉強会の開催、また、和太鼓体験や農場作業体験等を展開して、子供たちに潜在する能力開花のサポートも積極的に行っております。

「ひだまり」は、個別の相談スペースの他に多目的スペースがあり、「ひだまりの会」の他にも、町内のグループホーム利用者の余暇の充実を図る視点から喫茶コーナーとしても利用しています。

